

平成 24 年 度

# 八代市議会議会運営委員会記録

---

## 審 査 ・ 調 査 案 件

|                      |   |
|----------------------|---|
| 1. 議長の諮問に関する事項 ..... | 1 |
| 1. その他 .....         | 4 |

---

平成 25 年 1 月 15 日（火曜日）

## 議会運営委員会会議録

平成25年1月15日 火曜日

午前10時02分開議

午前10時59分開議（実時間 27分）

### ○本日の会議に付した案件

#### 1. 議長の諮問に関する事項

（一般質問「総括質問・一問一答」について）

#### 1. その他（政務調査費使途基準に係る申し合わせについて）

### ○本日の会議に出席した者

|      |       |
|------|-------|
| 委員長  | 上村哲三君 |
| 副委員長 | 大倉裕一君 |
| 委員   | 亀田英雄君 |
| 委員   | 田方芳信君 |
| 委員   | 友枝和明君 |
| 委員   | 藤井次男君 |
| 委員   | 堀口晃君  |
| 委員   | 前垣信三君 |
| 委員   | 前川祥子君 |
| 委員   | 松浦輝幸君 |
| 委員   | 百田隆君  |
| 議長   | 古嶋津義君 |

※欠席委員 君

### ○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

### ○説明員等委員（議）員外出席者

|                      |       |
|----------------------|-------|
| 議会事務局長               | 田上高広君 |
| 議会事務局次長補佐<br>兼議事調査係長 | 嶋田和博君 |
| 議会事務局次長補佐<br>兼総務係長   | 澤井光郁君 |

### ○記録担当書記

桑崎雅介君

嶋田和博君

（午前10時02分 開会）

### ◎議長の諮問に関する事項（一般質問「総括質問・一問一答」について）

○委員長（上村哲三君） それでは、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

本年初めての委員会となります。本年もどうぞよろしくお願いいたします。（「よろしくお願いします」と呼ぶ者あり）

本日は、さきの12月18日の当委員会におきまして、議長から、統括質問、一問一答に関して協議を深められたいとの諮問がありましたことから招集させていただきました。

1、諮問事項についての（1）、一般質問（総括質問・一問一答）については、今後、協議を深めていくこととなりますが、進め方といしましては、さきの委員会で決定いたしておりますとおりと、協議を行う間については、3月定例会までに結論を得るべきではないかと考えております。そこで、これまでの取り扱いについて確認を深める上で、お手元に資料を配付いたしておりますので、資料に基づき事務局から説明を求めたいと思います。

○議会事務局長（田上高広君） はい、委員長。

○委員長（上村哲三君） はい、田上議会事務局長。

○議会事務局長（田上高広君） はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり） ことしもよろしくお願いいたします。

それでは、一般質問における質疑の方法及び回数などについて、平成17年時の取り決め及び平成23年時の取り決めについて御説明申し上げます。座りまして御説明申し上げます。

○委員長（上村哲三君） はい。

○議会事務局長（田上高広君） まず、お手元に配付いたしております一般質問における質疑（発言の回数）について御説明いたします。

これは平成17年11月22日に開催されました議会運営委員会で御決定いただき、平成17年11月29日に開催されました議会全員協議会において、議会運営委員会委員長から御報告いただいたものでございます。

内容等につきまして、この枠内の部分を読み上げさせていただきます。

発言席からの再質問は、1項目について3回以内として、小項目があった際も、大項目ごとに3回以内までの回数とする。なお、執行部の答弁内容に納得がいかない際は、議長に申し出て、質問の許可を願うものとする。質問時間は、これまで同様60分とする。

以上の決定事項を図示化したものが、ごらんの例示図でございます。

次に、平成23年7月19日に開催されました議会運営委員会で御決定をいただき、平成23年8月30日に開催されました議会全員協議会において議会運営委員会委員長から御報告をいただいた決定事項につきまして、その部分の会議録を読み上げさせていただきます。資料はございません。

これまでのとおり、再質問を3回までを原則とし、それ以降の質問については議長の裁量に任せることに決定いたしております。なお、この変更時期につきましては、さきに決定し、6月定例会の際にも御報告いたしております一般質問形式について、具体的には、これまでどおり登壇し、総括質問することを原則とし、ただし、質問通告日までに議長に通告した場合には、一問一答形式によることができるものとすることも、あわせて本9月定例会から実施することと決しておりますとの内容であります。

以上が平成23年時の決定事項でありまし

て、現状での一般質問に係る取り決めとして、さきの12月定例会まで運用されてきたものでございます。

以上でございます。

○委員長（上村哲三君） はい。ただいま議会事務局長から、過去の事例において、このような取り決めがなったという説明があったところでございます。平成17年、平成23年の取り決めがありますことから、これは議会運営委員会のほうですね、一生懸命、慎重審議された結果というふうに思っております。

というところで、委員長の参考資料としてですね、資料1、2、3を配付いたしておりますが、この件で、――。

1つ考えますにですね、この件については、確認することでもいいのではないかとというような観点からですね、実際の運営は、質疑、質問の方法としては、大まかには次のとおりの手法で行われております。

具体的には、まず第1、演壇で質問の全ての概要に触れた後、発言席より1項目ずつ答弁を求める例。2、演壇で質問項目中の大項目の1に触れた後、発言席より1項目ずつ答弁を求める例。3、演壇で質問項目中の大項目の1に触れた後、発言席より1項目ずつ答弁を求め、大項目2については再び演壇で質問内容を述べた後、再び発言席より答弁を求める例。この3については、前回の議会において大倉委員のほうからとられた手法というふうに思っております。

これまでは、いずれも質疑、質問回数は3回を原則として、総括質疑なり、一問一答においてもですね、同じように3回の原則というので行われてきたところでございます。

このような形から、ただいま説明の終わりました分についても、質疑、意見等があればお願いいたします。

○委員（前垣信三君） はい。

○委員長（上村哲三君） はい、前垣委員どうぞ。

○委員（前垣信三君） はい。実はこの17年の11月29日でもそうなんです、要は大項目について3問までという取り決めがなされたんですが、何を根拠に、どういう問題があつてこういう形になったのか。そのときの議事録といいますか、何で3回に絞ろうという話になったのかはわかりませんか。

○委員長（上村哲三君） それは総括、一問一答、関係なしにですね。

○委員（前垣信三君） はい。

○議会事務局次長補佐兼議事調査係長（嶋田和博君） はい。

○委員長（上村哲三君） 嶋田係長。

○議会事務局次長補佐兼議事調査係長（嶋田和博君） はい。当時の経緯のほうはわかりませんが、会議規則上の問題から申し上げますと、八代市議会の会議規則の第56条に、質疑は同一議員につき、同一議題について2回を超えることができないとされております。ですから、一般質問については、この規定を準用されておりますので、一般質問についても、同一議員につき、同一議題について2回を超えることはできない。すなわち、厳密にこの会議規則でいくなら再質問までしかできないという規定になっております。

ただし、特に議長の許可を得たときはこの限りではないということで、これを運用することで、現在、最高3回までの再質問が認められているものと考えております。

以上です。

○委員長（上村哲三君） はい、前垣委員。

○委員（前垣信三君） 要は、今まで規則でいくと2回までって書いてあつたのを、いろんな不都合があつて3回までにしようかという話なんです。

○委員長（上村哲三君） 嶋田係長。

○議会事務局次長補佐兼議事調査係長（嶋田和博君） 当時の一般質問がどういうふうな展開をされていたかは、把握はしていませんが、この規則上でいきますと、現に2回程度の再質問が、議長の特に認める範囲内というところで運用されているものと考えております。

○委員長（上村哲三君） はい、前垣委員。

○委員（前垣信三君） いや、言いなることはわかるけど、じゃあ、何でこの3項目までにしようという話になったんですか。2項目以内とおっしゃったでしょう。

○委員長（上村哲三君） ちょっと小会します。

（午前10時10分 小会）

（午前10時40分 本会）

○委員長（上村哲三君） それでは、本会に戻します。

今後の進め方について、御意見等があれば願います。

○委員（亀田英雄君） はい。

○委員長（上村哲三君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） お先します。（「どうぞ」と呼ぶ者あり）

せっかくの議長の諮問ということですので、質問回数は3回ということは承知しとりますが、一問一答方式を導入したころからですね、いろんな各自それぞれ考え方の違いのあつて、ちょっと混雑するようです。

私の会派はですね、質問回数を撤廃したらどうかと。それについては規則も変えぬんですが、そのようなことも検討していただければというふうに思います。

○委員長（上村哲三君） はい。ほかにありませんか。

○委員（松浦輝幸君） はい。

○委員長（上村哲三君） はい、松浦委員。

○委員（松浦輝幸君） はい。うちはですね、

これまでの、従来どおりで何ら支障を来さないということで、そのままでもいいんじゃないかという意見なんです。でも、いろいろ今聞いてみますと、ほかの会派さんから、いろいろお考えがあるそうですので、持ち帰ってもいいかなというふうに思っています。

○委員長（上村哲三君） はい。ほかにありませんか。さっき何か言っていたでしょう。新生会も何か。（「新生会」と呼ぶ者あり）藤井委員、何か言いよらしたでしょう。

○委員（藤井次男君） いや、違う。

○委員長（上村哲三君） よかですか。

○委員（百田 隆君） はい。

○委員長（上村哲三君） 百田委員かな。はい、百田委員。

○委員（百田 隆君） はい。持ち帰りまして、今、意見が出ましたことを、私の会派でも1回検討してみたらどうかと思っています。

○委員長（上村哲三君） はい。ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） はい。それでは、いろいろ御意見があるようですので、本日の協議結果を各会派にお持ち帰りいただき、一般質問（総括質問・一問一答）については、各会派でも協議を深めていただいた上で、次回、再度、御協議いただきたいと思いますのですが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） はい。御異議なしと認め、そのように決しました。

○議長（古嶋津義君） 委員長、最後にちょっとよかですか。

○委員長（上村哲三君） はい、議長どうぞ。

○議長（古嶋津義君） はい。本日、一般質問について諮問をさせていただきましたが、平成23年の9月議会から一問一答式、規則は変えてないので、3回というところで今まで一般質

問をされてきたと思いますが、その一問一答式という言葉が少し総括質問とミックスになってから混乱をしておりましたので、こちらのほうで整理をさせていただきたいと思ひまして、議会運営委員会のほうに諮問をさせていただいたところです。

なるべく早く、早急に、3月議会に間に合うようにですね、仮に一問一答方式となりますれば、規則等の改正もありますので、早急をお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（上村哲三君） はい、ありがとうございました。

---

#### ◎その他（政務調査費使途基準に係る申し合わせについて）

○委員長（上村哲三君） それでは次に、2、その他の（1）政務調査費使途基準に係る申し合わせについてでございますが、本件につきましては、さきに御決定をいただいております地方自治法の一部改正に伴い、これまでの政務調査費から政務活動費とされましたことから、関連して、使途基準に係る申し合わせについての改正を行うことが必要となります。

そこで、改正が必要とされる部分について説明を求めます。

○議会事務局次長補佐兼総務係長（澤井光郁君） はい、委員長。

○委員長（上村哲三君） はい、澤井次長補佐。

○議会事務局次長補佐兼総務係長（澤井光郁君） はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）ことしも、どうぞよろしくお願いします。

それでは、座って説明したいと思います。

○委員長（上村哲三君） はい。

○議会事務局次長補佐兼総務係長（澤井光郁君） 資料が1から3までございます。

地方自治法の一部を改正する法律が昨年の9月5日に公布されまして、政務調査費を政務活動費に改める部分の施行期日がことしの3月1日になる予定となりましたことから、さきの12月定例会におきまして、八代市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例案が提案されたところでございます。そして、12月18日に可決されまして、12月の27日に公布がされておるところでございます。

これに伴いまして、資料1でございますが、この使途基準に係る申し合わせにつきましても改正する必要があると思われる部分がございします。その内容について説明をさせていただきたいと思います。

まず、お手元の2枚目、資料2のほうをごらんいただきたいと思います。八代市議会政務調査費使途基準に係る申し合わせ新旧対照表という形で作成しております。表の右側のほうが現行のものでございまして、左側が改正案でございします。

このたびの改正で、その名称がまず政務調査費が政務活動費に変更されております。また、交付の目的が、議会の議員の調査研究に資するためから、議会の議員の調査研究その他の活動に資するために改められまして、この政務活動費に充てることができる経費の範囲を条例で定めなければならないとされたところでございます。

その経費を規定した別表につきましては、項目名が一部変更されております。例えば、要請・陳情活動費というのが加えられておるところです。

それでは、資料2の上のほうから順に説明したいと思います。

まず、この申し合わせの名称でございますが、政務調査費という部分を政務活動費に改める必要があります。また、番号で、1から10までございます。この2と4につきましても、

政務調査費を政務活動費に改める必要があります。

次に、5のところでございますが、まず現行では、研究研修費及び調査旅費における交通費等の扱いに関する規定で、(1)のほうで、ここ、省略で書いておりますが、資料1のほうをごらんいただきますと、(1)のところが、海外行政調査についての規定でございます。次の(2)のところでは、国内行政調査の扱いについて規定してございます。

資料3の裏面のところをごらんいただきたいと思います。——ちょっと資料が飛びまして済みません、資料3の裏面、こちらは改正前の規則の別表でございます。

これまで、改正前の規則の別表の使途基準では、上のほうの2段に二重線で引いてるところがございしますが、この括弧書きの中に交通費というのがある項目が、研究研修費と調査旅費になっております。これが、このたびの改正に伴いまして、全国市議会議長会から示されました標準例におきましては、新たに認められた要請・陳情活動費を初め、調査研究費、研修費、広報費、広聴費及び会議費において、この交通費が想定されているところです。

現行の申し合わせの規定では、資料2をごらんいただきたいと思います。資料2の5の(2)の①のところになりますが、旅費等の算出に当たっては、八代市議会議員の報酬等に関する条例及び八代市職員等の旅費に関する条例により算出するという規定、この規定が国内行政調査についてのみの規定になっております。

(2)の中にありますから、この国内行政調査についての規定ということになっております。これを今回の改正によりまして、交通費が想定される全ての項目における交通費の扱いとするために改正が必要になります。

まずですね、大きい5のところが研究研修費及び調査旅費における交通費等の扱いは次のと

おりとするとなっておりますが、ここを先ほど申し上げました全国市議会議長会の標準例で交通費が規定されている、左側になりますが、調査研究費、研修費、広報費、広聴費、要請・陳情活動費及び会議費における交通費等の扱いは次のとおりとするという形に改める必要があるかと思います。

それから、(2)の①のところに、その旅費が準用する八代市議会議員の報酬等に関する条例とか、八代市職員等の旅費に関する条例を準用するという規定がありますが、これをこの項目全てについて準用するために、(2)の①の部分を(2)から分割して、左側のほうに(3)として規定する必要があるかと思います。

次に、7でございますが、現在、会派事務所費は、使途基準において定めた支出項目のほかは、具体的事例が発生した時点で協議するものとする規定されております。

これまで、規則の別表の使途基準に支出項目が規定してありましたが、今回の改正によりまして、使途基準を条例で定めましたものの、その中に具体的支出項目は規定されておられません。改正前は、規則のほうの別表の中に括弧書きで具体的にそれぞれ使用できる項目ちゅうのが書いてあったんですけど、それがございません。したがって、支出項目を全国市議会議長会から示されました標準例に準じまして、この申し合わせの別表、資料2の裏面になります、こちらのほうに、一番右側のところになりますが、こういう形で規定するとともに、条文の7の使途基準においてという言葉が別表でに改める必要があるかと思います。

最後に、8でございますが、現行では、インターネットの回線の設備料及びプロバイダーの使用料並びに通信料については、広報通信費から支出することができるという規定となっております。

資料3の裏面の別表をごらんください。こちらにこのように、これは改正前の規則の別表になるんですが、これにおきましては、インターネット通信料というのが広報通信費の例として規定してありました。

これが今回の改正に伴いまして、全国市議会議長会から示されました標準例におきましては、支出項目にインターネット通信料というものはありません。資料2の裏面の別表の一番右端の支出項目ちゅうところが、その標準例なんですけど、ここにインターネット通信料というものはありません。資料2のここにありませんので。

調査研究費、研修費とかですね、広報費、広聴費、要請・陳情活動費、会議費及び事務所費のところは文書通信費というところがあります。これをインターネットに係る経費と考えまして、このようにインターネットに係る経費が幾つかの項目にまたがっているということで考えられるところでございますが、実際にインターネットに係る経費がどの支出項目に、調査研究費に当たるのか、広報費に当たるのか、広聴費に当たるのか、分割して算出するというのはかなり難しいのかなと考えております。

ですから、いずれか一つの支出項目、項目の中に、一つの項目から支出することとして処理したほうが事務处理的に合理的であると思われるので、そこで、現行で広報通信費から支出することができるという規定されておりますが、申し合わせのほうで、これを広報費から支出することができるという改正したらいかかなと考えているところです。

以上です。

**○委員長（上村哲三君）** はい。ただいま説明が終わりましたが、質疑、意見等があれば、願います。

事務局がうまいこと整理してくれて、会計がやりやすくしてくれたということですね。その

ように理解します。

意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(上村哲三君) それでは、お諮りしてよろしいですか、この件について。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(上村哲三君) それでは、お諮りいたします。

八代市議会政務調査費使途基準に係る申し合わせについては、ただいま御協議いただいたとおりとすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(上村哲三君) 御異議なしと認め、そのように決しました。

本日決定いたしました内容につきましては、次回開催の全員協議会で各議員に周知することといたします。

次回の日程について御協議願います。

議会運営委員会の開催可能日を一応御報告申し上げます。皆さんに御協議いただきたいと思います。まず1月22日火曜日、それから2月1日金曜日午後、2月5日火曜日午後、2月6日水曜日午後、2月12日火曜日午前中、2月18日終日、この6つの中から、次回の議会運営委員会の開催日を御決定いただきたいと思いますが、いかがいたしましょうか。

諮問事項は、大体、定例会前までに一応決定を見てくれということで進めてきておりますので、その面でお考えいただきたいと思いますが、御意見ございませんか。

○委員(亀田英雄君) 一番直近でよかよ。

○委員長(上村哲三君) 直近。1月22日ですね、亀田委員。

亀田委員、どうぞ。

○委員(亀田英雄君) 直近の1月22日はいかがでしょうか。1週間後。

○委員長(上村哲三君) はい。ほかに御意見ございませんか。

○委員(前川祥子君) 23が視察ですよ。

○委員長(上村哲三君) 視察の前の日となります。

それでよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(上村哲三君) それでは、次回の委員会は、1月22日火曜日午前10時から開催することといたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(上村哲三君) ほかになければ、以上で本日の議会運営委員会を閉会いたします。

(午前10時59分 閉会)

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

平成25年1月15日

議会運営委員会

委員長